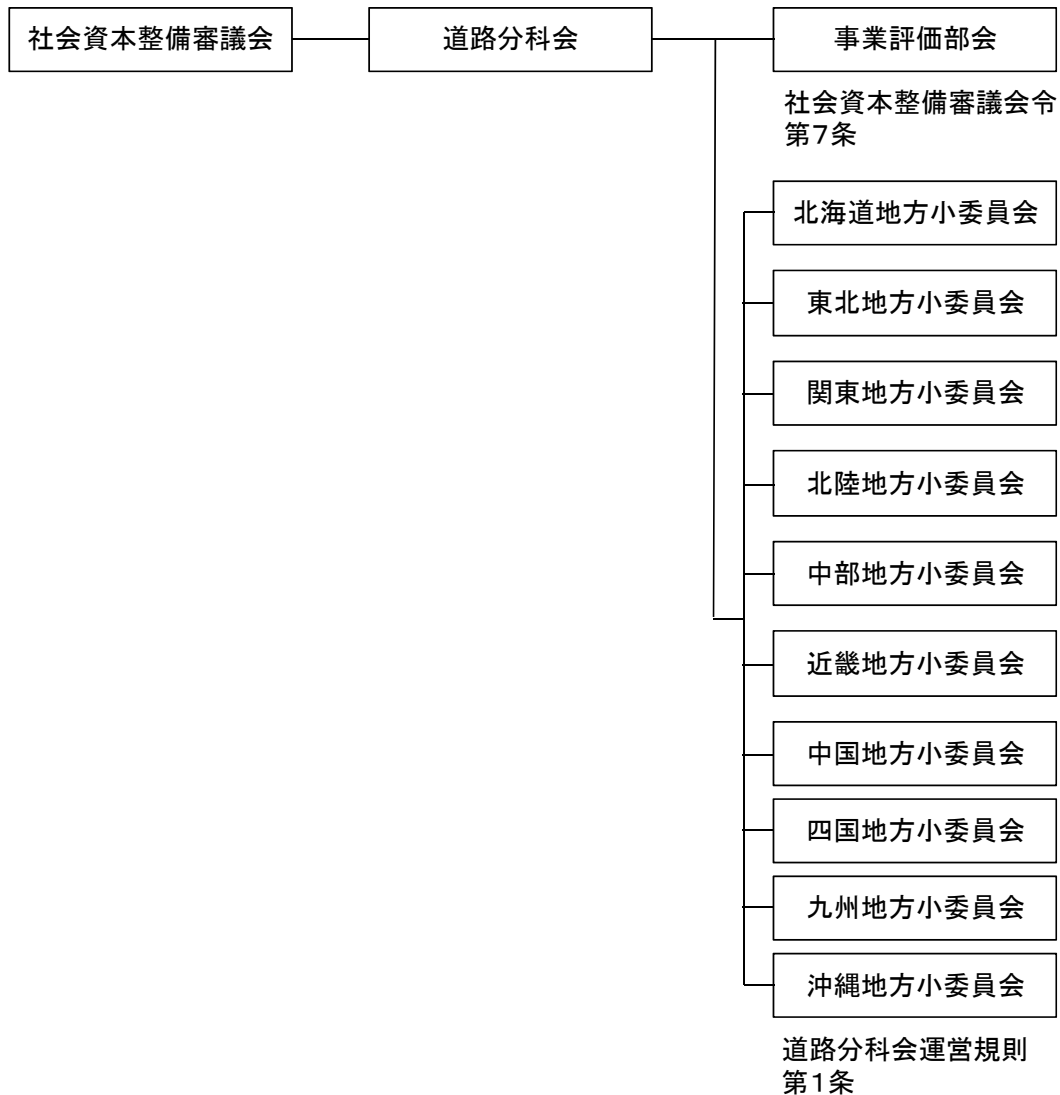


道路分科会 事業評価部会の設置等

部会等の設置

(根拠法令等) 国土交通省設置法 (平成11年法律第100号)
社会資本整備審議会令 (平成12年政令第299号)
社会資本整備審議会道路分科会運営規則

1. 組織図



2. 設置する部会等

○事業評価部会 (平成22年8月設置)

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

○地方小委員会 (平成22年8月設置)

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として、地方ごとに設置する。

<参考>

■国土交通省設置法（抄）

第三款 社会資本整備審議会

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項にあつては国土交通大臣、官公庁施設に関する事項にあつては関係国家機関）に意見を述べること。
 - 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和三十七年法律第百八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

■社会資本整備審議会令（抄）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
道路分科会	道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

※他の分科会の規定は省略

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。
- 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

社会資本整備審議会道路分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会道路分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会道路分科会長
家田 仁

(小委員会の設置)

第1条 道路分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから道路分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を道路分科会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

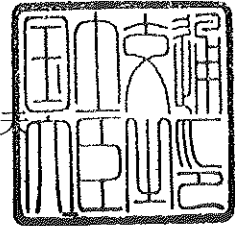
この規則は、平成22年8月3日から施行する。



国道総第860号
平成23年1月7日

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣 馬淵 澄夫



諮 問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、平成23年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を承りたい。

諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ①」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

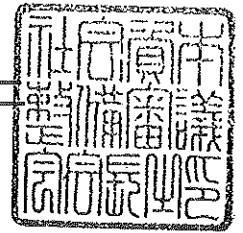
平成23年度予算に係る道路事業(直轄事業)の新規事業採択時評価にあたり、学識経験者等の第三者から構成される委員会等として、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。



国社整審第15号
平成23年1月13日

道路分科会
分科会長 家田 仁 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二



平成23年度予算に係る道路事業（直轄事業）
の新規事業採択時評価について（付託）

平成23年1月7日付国道総第860号により当審議会に諮問された平成23年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会道路分科会に付託します。